

平成26年度事業計画書

平成26年1月1日から平成26年12月31日まで

公1	助成事業（定款第4条第1項第1号） ボランティア活動や福祉活動に助成し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業
----	---

● 総事業費 66,086,000円

● 助成総額 36,000,000円

● 趣旨

ボランティア活動や福祉活動等の事業に対する助成を通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

● 事業内容

ア 地域福祉振興助成

障害者等を支援する福祉活動団体、ボランティア活動団体に対して、公募によって申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

【助成額等】

○助成総額 2,400万円

○1件あたりの上限額 車両購入助成:300万円、その他助成:100万円

○助成率 80%

○助成予定件数 25件

【助成の具体例】

○生活介護事業所を開設するための活動運営費を助成

○要約筆記のデジタル化に必要な機材の購入費を助成

○オストメイトを対象とした医療講演会記録集の出版費用を助成

○外出困難な障害者の在宅就労を支援するIT研修会の企画開催費を助成

○障害者問題を啓発する映画上映会の企画開催費を助成

○生活介護事業所開設準備のためのトイレ改装工事費を助成

○透析患者の通院支援に使用する車両の購入費を助成

【募集回数】

1回

【平成25年度実績】

助成総額2,905万円 助成件数27件

イ 被災地復興助成

日本国内の自然災害等で甚大な被害を受けた被災地における障害者等の生活、地域福祉の復旧、復興に取り組むボランティア団体、福祉活動団体に対して、公募によって申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。平成26年度も昨年に引き続き、特に東日本大震災の被災地域に重点を置く予定である。

【助成額等】

- 助成総額 1,200万円
- 1件あたりの上限額 100万円
- 助成率 100%
- 助成予定件数 15件

【助成の具体例】

- 被災地の障害者就労支援事業所再開に必要な製パン機材の購入費を助成
- Facebookを活用した被災地の筋ジストロフィー症者の情報ネットワーク構築の活動費を助成
- 被災地での仮設住宅訪問散髪ボランティアの活動費を助成
- 東日本大震災と阪神淡路大震災による震災障害者が交流するための活動費を助成
- 障害者にとっての自然災害時の防災に関する提言集の出版費用を助成

【募集回数】

1回

【平成25年度実績】

助成総額813万円 助成件数10件

● 募集方法

当法人のホームページへ掲載するほか、社会福祉協議会等の地域福祉関連施設・団体等を通じてチラシ等を配布して公募する。

● 選考方法

すべての応募について当法人設置の選考委員会に諮り、選考基準及び年間予算額に則り、助成先及び助成額を決定する。

● 選考結果及び助成実績

選考結果は、個人情報を除き当法人のホームページで公表する。また、助成事業の実績を掲載した小冊子を毎年作成し、希望者に無償で配布する。

公2	施設貸与事業(定款第4条第1項第2号及び3号) 建物等を活用し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業
----	---

- 事業収益 91,150,000円
- 総事業費 163,820,000円

●趣旨

公共の保健福祉事業及びボランティア活動や福祉活動等に対する建物等の貸与や地域イベントの開催等、当法人が保有する建物を活用することを通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

●事業内容

ア 芦屋市保健福祉センター事業

(芦屋市の保健福祉施設の用に供する建物及び設備等の貸与)

芦屋市に対し「保健福祉センター事業」に使用する建物等を貸与することによって、不特定多数の市民の地域福祉の促進に寄与し、当法人の目的である障害者等社会的弱者にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資するものである。

【芦屋市保健福祉センターの具体的機能】

- 保健センター
子育て支援・各種健診 等
- 福祉センター
障害者相談支援・高齢者生活支援・介護予防・権利擁護・水浴訓練・ボランティア活動支援 等
- 歯科センター
休日歯科応急診療・障害者歯科診療・歯の無料相談と健診

【施設】

兵庫県芦屋市呉川町14-9
芦屋市保健福祉センター(鉄筋コンクリート4F建 使用面積 8,397.35 平米)

【月額賃料】

賃料の月額、次の算式により求めた金額(消費税別途)である。
 $(土地評価額 \times 0.004 + 建物評価額 \times 0.006) \times 使用面積 8,397.35 \text{ 平米}$
 なお、この算式は、芦屋市が芦屋市所有の建物を貸与する場合と同じものを採用している。
 また、固定資産評価額は固定資産評価基礎年度毎に改定する。

平成26年度の賃料は次の通りである。

区 分	月額(消費税込)	合計(消費税込)	備 考
1月～3月	7,420,604円	22,262,712円	消費税率引き上げによる月額変更
4月～12月	7,632,621円	68,693,589円	
合 計		90,956,301円	

イ 木口記念会館事業

(会議室、ホール等の貸与)

障害者を支援するボランティア活動、福祉活動や、その他地域福祉の向上を目的とした利用に対して、当法人が取得、建設した施設(木口記念会館)のホールや会議室等を無料又は低価で貸与する。

【利用の具体例】

- ボランティア活動の様子を紹介するパネル展の開催
- 特別支援学校生徒および障害児者による美術作品の展覧会
- 進路を採る障害者のための障害者事業所の合同説明会の開催
- 各地の障害者団体の意見交換会
- 成年後見人制度の学習会

【施設】

兵庫県芦屋市呉川町14-10

木口記念会館(鉄筋コンクリート4F建 床面積 2,820.7 平米)

【利用料金】

会議室、ホール等を利用するものは、当法人が定めた使用料金を支払うものとする。

ただし、障害者を支援するボランティア活動及び福祉活動を目的に利用する場合は料金を全額免除し、その他の地域福祉の向上を目的に利用する場合は料金の半額を免除する。利用料金減免は事前に申請を受け付け適用する。

【利用受付】

利用日の2カ月前(大会議室及び多目的ホールは6カ月前)から受け付ける。

また、障害者を支援するボランティア活動、福祉活動を目的に利用する場合やその他の地域福祉活動の向上を目的に利用する場合は、利用日の3カ月前(大会議室及び多目的ホールは7カ月前)から受け付ける。

なお、営利目的での利用は受け付けない。

【木口記念会館だよりの発行】

公益目的利用の促進にあたっては、年4回「木口記念会館だよりの発行し、約300通を無償で障害者団体等の市民団体に送付する。

【貸与の日数等】

平成25年度実績(予定を含む)

(単位:日)

減免区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
全額免除	18	19	21	23	23	24	23	20	23	22	23	22	261
半額免除	4	6	8	6	6	9	7	7	7	9	5	5	79
減免なし	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	5
合計	22	26	29	30	29	33	30	27	30	33	29	27	345

なお、公益目的以外の貸し付けは行わない。

ウ イベント事業

(地域振興及び地域福祉促進のためのイベント開催)

当法人保有の建物を活用し、地域社会の振興及び地域福祉の促進のためのイベントを開催する。

【実施場所】

木口記念会館及び芦屋市保健福祉センター

兵庫県芦屋市呉川町14-10(木口記念会館)

兵庫県芦屋市呉川町14-9 (芦屋市保健福祉センター)

【イベントの具体例】

1. あしや保健福祉フェア

当法人と芦屋市の共催で、保健福祉をテーマとしたフェアを開催する。

(1)内容

- 保健に関するパネル展示
- 健康相談コーナー
- 福祉に関するシンポジウム
- 福祉制度に関する講演会
- ボランティア体験コーナー
- 障害者福祉事業所による自主製品の展示 など

(2)開催期間 1日(7月中旬)

(3)参加申込 不要

(4)参加費 無料

平成25年度実績

開催日時 平成25年7月27日(土)10:00~17:00

参加人数 述べ約5,000名

2. ひょうごボランタリースクエア21 「市民活動団体交流の集い」

当法人が主催で、ボランティア・市民活動をテーマとした意見交流会を開催する。

(1)内容

- 基調講演
- ワークショップ
- 意見交換会 など

(2)開催期間 1日(10月下旬)

(3)参加申込 必要

(4)参加費 無料

平成25年度実績

開催日時 平成25年10月27日(日)13:00~16:00

参加人数 87名(43団体)

以上